

平成28年度第1回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 平成28年10月4日（火） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎5階 第2会議室

3 出席者

委 員

片木委員長、赤尾委員、関委員、大東委員、林委員、廣戸委員、光木委員、湯原委員

所管部局

大塚経済部長、細川建設部長、その他所管課職員

事務局

角副市長、菅原総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員紹介]

[3 副市長あいさつ]

[4 諮 問]

副市長が委員長に市長所管施設の諮問書を手渡し、選定委員会に対する諮問を行った。

[※ 追加報告事項]

総務管財課長が、米子市都市公園及び体育施設の指定管理業務の休止の取扱いの経過について報告した。

[5 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止、利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

【質疑等】

特になし。

[6 議 事]

(1) 指定管理者制度の概要について

事務局が、指定管理者制度の概要を説明した。

【質疑等】

（委員長） 今回初めて出席された委員もおられるが、分かりにくい点などないか。

(林委員) (制度適用の) 流れはよく分かるが、全部理解するには時間を要する。経費節減が限界に近付いているという説明もあったが、その中でも利用者サービスが維持できるかどうかという観点で意見を述べたい。

(光木委員) 前回、前々回くらいから、そろそろ選定基準を見直しする必要があるのではないかという議論があったと思うが、(現状では、) 経費節減効果を比較して点数の差をつけることが難しくなってきたおり、特に人件費の節減については限界にきている。経費節減効果を評価するのであれば、もっと踏み込んで、(人件費以外の) どのような部分をどういう工夫で経費を節減しようとしているのか、時代に即した評価をすることが必要かと思う。また、都市公園(及び体育施設)などについても、公募条件の設定のし方次第で複数の応募があったのではないかとすることも検証する必要がある。これまで、選定基準の見直しについてどのような議論があったのか確認したい。

(事務局) 選定基準のうち経費節減の項目について、指定管理者制度を導入する当初平成17年度選定時の評定点は、総合評定200点満点中20点満点としていた。これを平成22年度選定時には、総合評定200点満点中10点満点に変更した。さらに平成27年度選定時には、それまで経費節減率10%以上が「優」(の評価)、5%以上が「やや優れている」(の評価)としていたものを、5%以上が「優」、3%以上が「やや優れている」に変更し、(全体の) 経費節減の評定基準を緩和した。この項目に限らず、選定基準による評定のあり方全体を考える必要があると考えているので、委員の意見を伺いながら、遅くとも4年後の(指定管理者の) 大量更新までには選定基準の全体的な見直しを図りたいと思う。

(湯原委員) 社会貢献活動に関する評価項目も追加されたと思うが。

(事務局) 昨年度、選定基準4の(6)「障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。」の項目を新設し、本年度選定の2案件ともこの項目を採用している。

(廣戸委員) よく新聞等に出ている(事業所等が行う)道路の除草とかゴミ拾いなどは、この(選定基準4の(6)の評価の) 対象になるのか。

(事務局) 法人等には、(道路の除草なども含めて) 環境ボランティア活動の実施や地域住民活動への参加などの実績を記載した書類を提出させており、この内容で選定基準4の(6)の評価を行っている。

(2) 指定管理者候補者案選定対象施設について

所管部局が、指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法を説明した。

【質疑等】

(湯原委員) 整理番号1の勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)の指定期間が3年間となっているのはなぜか。

（所管部局）勤労青少年福祉法の改正により、ホームの設置根拠となっていた条項が削除されたため、ホームの存続については、各自治体の判断に委ねられたものと解釈している。本市においても、公の施設のあり方を検討しているところであり、ホームとして存続させるのか、（一般的な）文化芸術活動の拠点として整備するのかなど、ホームのあり方を今後３年間で検討することとしていることから、指定期間を３年間としたところである。

（廣戸委員）ホームに（利用者の）車が止まっているのを見たことがない。ホームの存続について検討するとのことだが、今現在、利用者を増やす方策などは考えているか。

（所管部局）現在のホームの利用率は、かなり高いものと考えている。平日の仕事の後や土日の利用が中心となるが、音楽室はがいな太鼓などの利用でほとんど詰まっているし、軽運動室や集会室は予約が取りづらい状況もある。（利用者間の）時間調整も難しく、これ以上の利用率の向上は困難と考えている。

（光木委員）選定基準２「事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。」の配点が高い（６０点／２００点）が、求めているこの施設の効用とは、所管部局としてどのようなものと考えているか。

（所管部局）ホームには利用者協議会を設置しており、（同会を中心に）利用者同士の交流を図りながら施設の運営を継続することと、地元との交流を図る体制を維持することが、施設の効用を図る最大のポイントとなる。現行の指定管理者は、それを高い水準で維持しているので、最低限その部分を保持しながら、さらに新たな方策を提案されるのであれば加点要素となると考えている。

（光木委員）施設の設置目的は、勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことであると明記してある。利用者数２万人のうち勤労青少年の利用者は８千人であるとのことだが、このことを所管部局としてどのように評価しているか。

（所管部局）勤労青少年が利用できる時間帯は、平日の夕方以降や土日に限られる。これに対して一般（勤労青少年以外）の利用は、平日の昼間の集会や教養講座への参加により利用者数が多いと考えている。

（光木委員）勤労青少年の利用者数は高い水準を維持しており、平日の日中の空いた時間に一般の方の交流に利用されているという認識でよいか。

（所管部局）そのとおり。

（関委員） 勤労青少年福祉法の改正以前に、国の根拠法により設置するホームを市が管理運営することとなったのはいつからか。

（所管部局）勤労青少年福祉法の制定は昭和４５年であり、制定当初からホームを市（地方公共団体）が設置し管理運営することとなっていた。これに基づき、米子市では昭和５７年にホームを設置し管理運営を行っている。

（関委員） 財政負担に関しては、国の関与はなかったのか。

（所管部局）管理運営（の財政負担）について国の関与はなかったが、当初の設置費（建設費）については国の補助金等があったのではないかと思います。

（関委員） 米子市勤労青少年ホーム運営委員会というのがあるが、同委員会又は市としては、勤労青少年のための企画やホームの機能の維持についてどのように考えられているのか。

（所管部局）先ほど来説明しているように、勤労青少年に限った利用率の向上が難しい中で、近隣住民も含めて利用者協議会でホームの利活用を検討してきており、その中で昨年の法改正があったところである。今後も近隣住民や各種（利用者）団体の意見を総合的に判断しながら、一層利用率の高い施設を目指して（ホームのあり方を）検討していく責務があると考えている。

（関委員） 国の関与がなくなった中で施設の目的をどう位置づけるか、市としての方針を明確にした上での管理委託を考えなければならない。利用者協議会や運営委員会での議論を検証した上での管理基準が明確に示されていれば、審査もやりやすくなるかと思う。単なる貸館のみを施設の目的としないのであれば、設置当初の目的に沿った公共性を担保する必要があるし、自主事業の質の向上も重要になってくる。

（所管部局）今回選定する指定管理者については、設置当初の目的どおり（の管理基準で）3年間を管理運営させ、その中で次のステップを検討することとしている。

（委員長） 指定期間を3年間としているのは、ホーム自体の事情もあるのかもしれないが、市の公の施設のあり方の検討との関連でどういう意味合いを持つのか。

（所管部局）公の施設の存続、廃止について、この3年間で市としての方針を確立させることとしており、その時期に合わせたものである。

（委員長） 他の指定管理者制度適用施設も公の施設のあり方の検討の対象となっていると思うが、ホームの指定期間の区切りだけがその検討の結果が出る時期に合わせてあるのは、設置根拠が変わることに対応して目的も変わってくるからか。

（所管部局）そのとおり。法的根拠がなくなった施設をそのまま5年も10年も管理運営を続けることはできない。

（関委員） 整理番号2の万能町駐車場ほか（以下「駐車場」という。）の指定期間について、これまでの3年間から5年間に変更した理由は何か。

（所管部局） 駅前地下駐車場の機械式駐車設備の老朽化により機械を撤去して平面化する工事を予定しているが、前回（選定時）はその工事の時期の見通しが立っていなかったため、３年の間にはある程度の予定が決まるであろうということで指定期間を３年間とした。今回は大まかではあるけれど指定期間中に工事を予定しているという条件を付して公募することができるとの判断に至り、指定期間も（前々回選定時の）５年に戻して公募したということである。

（関委員） 文化芸術関係の施設では、指定期間を長くにとってじっくり（管理運営を）やっていくことが望ましいが、駐車場のような施設では、短い指定期間でも民間的技法で効率性を重視した管理運営が可能であり、指定期間を長くする必然性はなく、むしろ３年ごとに（指定管理者の）見直しを図ることの方が望ましいと考える。米子市における指定期間の設定について、これまでどのような議論があったのか教えてほしい。また指定期間が長いにしても、途中途中で市が（指定管理者の管理業務について）審査し改善を求めるような仕組みがあるのか教えてほしい。

（事務局） 指定期間の設定については、平成１８年度の制度導入前に他の自治体の実態を調査したところ、３年間というのが一番多く、次に５年間というのが多かったが、米子市ではより高い経費節減効果を求める理由などから、標準を５年間とするという選択を取り現在もそれを踏襲している。この間施設の状況によっては、駐車場のよう中途３年間としたり、文化施設においては１０年間としたものもあるが、ほとんどの施設で標準の５年間を選択している。また指定期間中の市のチェックについては、資料にあるようにモニタリング評価を行っており、毎月行われる指定管理者の自己評価などに基つき市が半年ごとのモニタリング評価を行い、また年度ごとの総合評価として第三者評価組織の評価も含めた指定管理者業務評価書を指定管理者へ交付している。これらの中で管理業務の改善を指示することができるようになっており、指定期間中の管理業務のチェックを図っている。

（関委員） モニタリングのためだけの組織を立ち上げるのは大変だし必ずしもそれを求めるものではないが、（指定期間が）５年間というのはかなり長期間であるので、所管部局だけでなく市民的なチェックを行い情報公開するということは重要なことである。

（大東委員） 万能町駐車場と駅前地下駐車場の収支の差は施設の構造的な違いから生じるものかもしれないが、駅前地下駐車場は駐車料金収入額を管理運営費が大幅に上回っている。駅前地下駐車場は構造的（機械式駐車設備があるため）に人件費が多くかかるのかもしれないが、これは一時的なものなのか、あるいは収支改善に努力の余地はないのか。

(所管部局) 各駐車場の収支の差は構造的な違いが大きく影響している。万能町駐車場は平面に屋根を付けた無人の駐車場であるのでそれほど経費もかからず、一定の利用があれば儲けの出る施設であるが、収入についてはこの辺りが限界かと思う。駅前地下駐車場は車の誘導や機械の操作に人手がかかり、現状では管理経費の縮減は困難である。改善の余地があるとすると、管理経費については機械を撤去して平面化することにより人件費の削減を図ることと、収入については車を機械に入れるわずらわしさが解消されることによる利用者増加と料金体系の見直しによる収入増加を図ることにより収支の健全化を図りたいと考えている。

(大東委員) 現在の(収支)状況であれば、民間は(経営に)手を出さないと思う。このように行政が駐車場を経営している例は他にもあるのか。

(所管部局) 駅前の地下駐車場(を行政が経営している例)はたくさんあるし、今は(経営)形態が変わったが松江市にもある。全国の地下駐車場や機械式駐車場を調べたが、大都市では駐車料金も高く設定できるのでほぼ採算が合っているか黒字となっている。ただ米子市程度の規模の地方都市ではこのような駐車場の経営は厳しいようである。

(廣戸委員) 駅前地下駐車場は、近隣の駐車場と比べて駐車料金が格段に安いのか。

(所管部局) 30分無料という民間の駐車場はない。

(委員長) 指定期間内に機械を撤去して平面自走式にすることだが、その(機械の撤去の)前後で人件費などの算定基準が変わってくることになるが、いつ(機械の撤去を)やるかを明示しないと管理料を算定できないのではないのか。

(所管部局) そのようなこともあり前回(選定時)は(指定期間を)3年間としたが、今回は平成29年度は現状のままで運営する、平成30年度駅前地下駐車場は(機械の撤去)工事を行うため営業しない、平成31年度から3年間はリニューアルした平面自走式の駐車場を運営するという条件を付して(応募者に)管理経費を算定させるようにした。

(委員長) そうすると途中の1年間は全く駐車場を経営しないブランクができるのか。それとも一部分だけは自走式で使えるようにするのか。

(所管部局) 正味の工事期間は8か月程度と見込んでいるが詳細は未定であるので、条件として平成30年度は駅前地下駐車場(の供用)は止めるということにした。

(3) 指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)について

事務局が、指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)及び関係資料について説明した。

【質疑等】

(委員長) 駐車場の選定基準3の(1)「管理経費の節減が図られる見込みがあるか。」の配点を(10点満点から)20点満点にした理由を確認したい。

（所管部局）特に駅前地下駐車場の経営が厳しいことから、所管部局として選定基準３の（１）を重視するということで配点を（１０点満点から）２０点満点にした。

（委員長） （選定基準の）配点が所管部局の意向によって変わるということがこれまでにあったか。

（事務局） 昨年度の選定委員会の（審議の）中でも体育施設（及び都市公園）については配点を変えていた。

[7 その他]

次回の会議は、１０月１３日（木）に開催することが確認された。

[8 閉 会]